大阪府条例第　　　号

大阪府受動喫煙防止条例の一部を改正する条例

　大阪府受動喫煙防止条例（平成三十一年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 　　　附　則（施行期日）第一条　この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。　一　第一条から第六条まで、附則第六条及び附則第七条の規定　令和元年七月一日二　第八条、第九条、第十一条及び次条第一項の規定　令和二年四月一日（経過措置）第二条　令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、第九条第一項中「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室」とあるのは、「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室」とする。２　令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。以下同じ。）が勤務するものに限る。）（以下「既存特定飲食提供施設」という。）の管理権原者は、当該既存特定飲食提供施設の従業員に望まない受動喫煙が生じないよう努めなければならない。（府指定特定飲食提供施設に関する特例）第三条　（略）２―８　（略）９　第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設（従業員が勤務するものに限る。）の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。 | 　　　附　則（施行期日）第一条　この条例は、平成三十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。　一　第一条から第六条まで、附則第六条及び附則第七条の規定　平成三十一年七月一日二　第八条、第九条、第十一条及び次条第一項の規定　平成三十二年四月一日　三　次条第二項及び附則第三条第九項の規定　平成三十四年四月一日（経過措置）第二条　平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、第九条第一項中「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室、改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室、第十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、附則第三条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び附則第四条第一項の規定により読み替えられた第十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室」とあるのは、「法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室、改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室及び改正法附則第三条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する指定たばこ専用喫煙室」とする。２　平成三十四年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間は、附則第三条第九項中「第一項」とあるのは「改正法附則第二条第一項」と、「第十三条第一項」とあるのは「法第三十三条第一項」と、「府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）」とあるのは「改正法附則第二条第二項に規定する既存特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。）が勤務するものに限る。）（以下「既存特定飲食提供施設」という。）」と、「当該府指定特定飲食提供施設」とあるのは「当該既存特定飲食提供施設」と、「喫煙可能室」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えられた法第三十三条第三項第一号に規定する喫煙可能室」とする。（府指定特定飲食提供施設に関する特例）第三条　（略）２―８　（略）９　第一項の規定により読み替えられた第十三条第一項の規定にかかわらず、府指定特定飲食提供施設（従業員（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。）が勤務するものに限る。）の管理権原者は、当該府指定特定飲食提供施設に喫煙可能室を設置しないよう努めなければならない。 |
|  |  |

附　則

　この条例は、公布の日から施行する。